

熊本城調査研究センターの設置について

文化振興課

1 設置理由

市民の宝である特別史跡熊本城跡を学術的・総合的・体系的に調査、研究を行うことで、熊本城跡の価値を明らかにし、その価値を次世代へと継承していくために、調査研究組織を設置する。

2 名称および所管

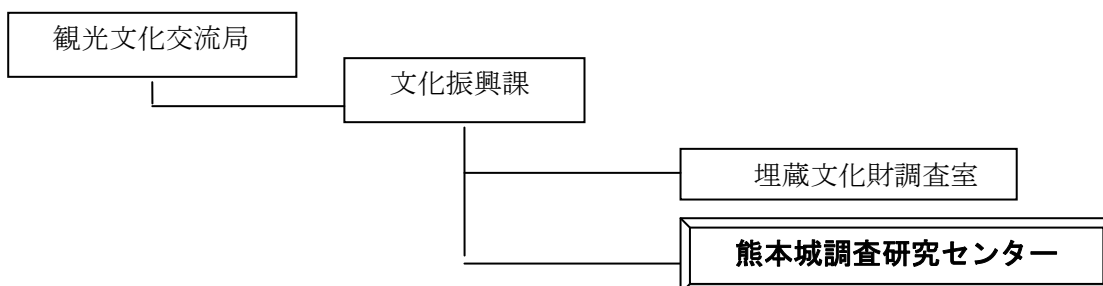
- (1) 名称 熊本城調査研究センター
- (2) 所管 観光文化交流局文化振興課のかい相当組織

3 設置日・場所

設置日 : 平成25年10月1日

設置場所 : 古京町別館内

4 組織体系



5 職員

- (1) 人数 4名（文化振興課埋蔵文化財調査室兼務）
- (2) 構成 所長1、主査1、文化財保護主事2

6 所掌事務

熊本城一帯の総合的な保護及び調査研究に関すること

7 平成25年度の業務内容

- (1) 総括報告書作成の準備として、熊本城跡より出土した陶磁器の実測業務委託等を行う
- (2) 飯田丸一帯の発掘調査報告書の作成

8 今後の予定

平成26年4月1日付けで、課相当組織へ改組するとともに、体制（人員・所掌事務等）を拡充予定

特別史跡熊本城跡の保存、管理の考え方

文化振興課

1 熊本城跡の保存に関する基本的な考え方

これまでの保存整備のあり方を抜本的に見直し、特別史跡に指定された熊本城跡の本質的な価値を損ねることのないように適切な保存を図るため、発掘調査、石垣・建造物等の調査、資料研究（以下「調査研究」という。）を実施する組織を設置し、計画的、継続的な調査研究を行う。

2 熊本城跡を調査研究する専門組織の設置

熊本城跡について調査研究を行うため、歴史学、考古学、建築学、土木工学等の専門的知識をもった職員による調査研究組織を設置する。なお、調査研究の成果を十分活かすという観点から、保存整備計画の策定まで当該専門組織で担当する。

3 調査研究の成果を踏まえた保存整備

- (1)保存整備の方針及び計画は、計画的、継続的な調査研究の実践と、調査研究の成果をまとめた総括報告書に基づき策定する。
- (2)改訂する「特別史跡熊本城跡保存管理計画」は、総括報告書（整備事業編）の刊行により明らかになった課題等を踏まえて策定する。
- (3)発掘作業の結果によっては、作業を中断し、専門家を交えた協議を行い、その後の方針を決定する。

4 保存管理計画に基づく保存、管理

熊本城跡の保存、管理については、「特別史跡熊本城跡保存管理計画策定報告書」に基づき適切に行うものとする。

5 調和が取れた保存と活用

保存と活用の考え方については、常に両者が適切に統一された均衡ある状態にあるよう調整する。

6 文化庁、熊本県教育委員会の指導、助言

熊本城跡の調査、研究、保存整備等において、文化庁、熊本県教育委員会と連絡を密にし、適切に指導、助言を受けることとする。